

公 告

次のとおり一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定により公告する。

令和8年2月3日

島根県立宍道高等学校長 小西 久美子

1 入札に付する事項

（1）調達する物品及び数量

島根県立宍道高等学校校舎整備に係る多目的室の備品一式

（2）調達する物品の仕様等

入札説明書による。

（3）納入期限

令和8年3月31日（火）

（4）納入場所

島根県松江市宍道町宍道1586番地 島根県立宍道高等学校仮設校舎

2 入札方法

（1）この案件は、電子入札対象案件とする。入札書は、島根県電子調達共同利用システム（以下「電子調達システム」という。）により提出すること。

なお、やむを得ない事由により電子調達システムで入札をすることができない場合は、県の承認を得て書面で提出することができる。

（2）落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

3 入札に参加する者に必要な資格

（1）地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者でないこと。

（2）地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当するため知事が一定の期間を定めて競争入札に参加させないこととした者で当該期間を経過していないもの（その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する。者を含む）でないこと。

（3）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定す

る暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団等」という。）を経営に関与させている者でないこと。

- (4) 物品の売買、借入れ等に係る入札参加資格審査要綱（昭和45年島根県告示第4号）第4条の規定により、入札参加資格の認定を受け、入札参加資格者名簿の営業種目の大分類「1 文具・事務用 機器類」小分類「(2)文具」及び「(4)情報処理機器」、大分類「2 調度品類」小分類「(1)木製家具」及び「(2)鋼製家具」、大分類「4 機械器具類」小分類「(5)電気通信機器」に登録されている者であること。
- (5) 島根県が行う物品の売買、借入れ等に係る入札について指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が継続中の者でないこと。
- (6) 島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱（平成23年島根県告示第454号）に基づき、入札等排除措置対象者に指定され、当該状態が継続中の者でないこと。
- (7) 島根県内に本店、支店または営業所等を有する者であること。
- (8) 本公告に示した物品の納入が十分に可能であるとともに、納入機器のメンテナンスや故障対応を行うサービス拠点（営業所等）を島根県内に有し、緊急時の修理など、すみやかに対応できる体制をとっていること。

4 入札説明書の交付方法

本公告の日から令和8年2月16日（月）までの間、電子調達システムにより交付する。

なお、これにより難しい場合は次により交付する。

(1) 交付期間

本公告の日から令和8年2月16日（月）までの日（島根県の休日を定める条例（平成元年島根県条例第9号）第1条に規定する休日を除く）の9時から17時まで。
(正午から13時までを除く。)

(2) 交付場所

島根県松江市宍道町宍道1586番地

島根県立宍道高等学校 事務室 電話：0852-66-7577

5 開札の日時場所

- (1) 日時 令和8年2月27日（金） 14時
- (2) 場所 島根県松江市宍道町宍道1586番地
島根県立宍道高等学校 事務室 電話：0852-66-7577

6 その他

- (1) 契約手続きに使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

入札者が見積った契約金額の 100 分の 5 以上を納付すること。ただし、島根県会計規則（昭和 39 年島根県規則第 22 号）第 61 条の 2 各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の 100 分の 10 以上を納付すること。ただし、島根県会計規則第 69 条の 2 各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は入札説明書に示す入札参加資格確認申請書を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、当該書類に関し説明又は修正を求められた場合は、それに応じなければならぬ。

(5) 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたとき、入札者に求められる義務を履行しなかったとき、その他島根県会計規則第 63 条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は無効とする。

(6) 契約書作成の要否

要する。

(7) 落札者の決定方法

島根県会計規則第 62 条の規定に基づき定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(8) 不当介入への対応

入札の履行に当たって暴力団等から不当介入を受けたときは、島根県（宍道高等学校）に報告するとともに警察に通報すること。

なお、当該報告及び通報を怠ったと認められるときは、注意喚起その他の必要な措置を講ずるものとする。

(9) その他

詳細は、入札説明書による。

【問い合わせ先】

699-0492 島根県松江市宍道町宍道 1586 番地

島根県立宍道高等学校 事務室

（電話：0852-66-7577 FAX：0852-66-7117）